

# 先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金交付要綱運用方針

平成31年4月1日  
改正 令和3年11月18日

## 第2条（助成対象事業）関係

- (1) 先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に規定する「調査研究会等」とは、市町村職員及び地域住民のほか、学識経験者、事業者等をもって構成する組織をいう。
- (2) 「広域」とは、複数の市町村が共同により実施する事業で、その効果が広域に及ぶ場合をいう。
- (3) 「ただし、国等の交付金又は補助金等を利用して実施する事業」とは、国及び道等の交付金又は補助金のほか、寄付金、地方債を用いて実施する事業とする。

## 第5条（助成金額）関係

助成金は、助成対象事業費のうち市町村が負担する経費を対象とし、原則として次の経費は助成対象外とする。ただし、その経費を負担することが事業を実施する上で最低限必要と認められる場合は、この限りではない。

食糧費  
賃金及び職員費  
備品購入費  
修繕費  
工事請負費

## 第6条（助成の申請手続）関係

- (1) 当該事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号に規定する「軽微な変更」とは、事業の目的を実質的に変更するものではなく、かつ、総事業費の10分の2未満の経費の変更をいう。

## 第10条（決定の取消等）関係

- (1) 交付要綱第10条第2項及び第3項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
- (2) 前号に規定する「一定の期間」とは、助成決定の取り消し又は必要な措置を講じた年から5年内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができるものとする。

## 第11条（実績報告）関係

交付要綱第11条に規定する「事業完了後は、速やかに」とは、事業完了後、1か月以内をいう。

## 第12条（助成金の額の確定及び交付）関係

助成金の交付先は市町村とする。ただし、広域事業については、代表市町村が提出した助成金配分内訳に基づき、当該市町村に交付するものとする。

## 第13条（現地調査の実施）関係

- （1）交付要綱第13条に規定する「現地調査の実施」に当たっては、別紙の実施要領により対象市町村に対して、現地調査の1か月前に通知するものとする。ただし、理事長が特に調査を実施しなければならないと認めたときは、この限りではない。
- （2）交付要綱第13条第2項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
- （3）前号に規定する「一定の期間」とは、現地調査の実施から5年以内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができるものとする。

## 附 則

この方針は、令和4年3月1日から施行する。